

白 ま ち 審 第 2 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市まちづくり審議会
会 長 野 口 和 雄



まちづくり条例に基づく事前協議（（仮称）富ヶ谷建設プロジェクト）に係る
意見書への対応について（答申）

令和 7 年 6 月 2 日付け白都第 4 8 号で当審議会に諮問のあった「まちづくり条例に基づく事前協議（（仮称）富ヶ谷建設プロジェクト）に係る意見書への対応」について、下記のとおり答申します。

記

白井市まちづくり条例（以下「条例」という。）に基づく開発事業事前協議手続において提出された近隣住民等からの意見について、条例の趣旨を鑑み、以下の点を十分検討した上で回答及び対応することを求める。

- 1 事業者は、当該行為が開発許可案件であることから、必要な資料を可能な限りわかりやすく作成した上で近隣住民等へ開示し、休日に説明会を開催したり、質疑応答の時間を十分に確保したりするなど、丁寧かつ誠実に説明するよう努めること。
- 2 事業者は、近隣から見た当該建築物の設計、建築設備計画及び敷地計画（ランドスケープデザイン）について、可能な限り情報を開示した上で必要な図書を作成し、近隣住民等の不安を低減するよう努めること。
- 3 事業者は、白井市において景観計画等の策定が予定されていることも鑑み、建築物の形態（高さを含む）や意匠、色彩等の景観について、建築物による圧迫感等を軽減するために、必要な措置を講じること。
- 4 事業者は、近隣住民等の交通、特に通学に負荷を与えないように、工事車両を含め可能な限り地域への負荷を減ずる措置を講じること。
- 5 事業者は、各手続きを適正に行い、工事が長期間に及ぶことから、工事期間中の騒音・振動等の影響の見える化に努め、近隣住民等への影響・不安を低減するとともに、適正な基準を超える影響が出た場合には、近隣住民等と協議の上、必要な措置を講じること。
- 6 事業者は、近隣住民等の意見、要望を把握するとともに、市の関係部署の意見を聞き、地域コミュニティの形成に貢献できる取組を行うよう協議を継続していくこと。
- 7 市は、事業者に対して近隣の住環境についての配慮を行うよう必要な助言及び指導を行うこと。また、事業者は、市の助言及び指導に真摯に対応すること。

